

the appropriated budget.
cooperation

國會提出案

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、
國會の議決を求める件

昭二五。三。二三
運輸省

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、
國會の議決を求める。① 下の承認につき、

理由

昭和二十五年三月十五日、公共企業体労働委員会が、運輸労働組合
の申請にかゝる昭和二十五年四月以降の賃金一、二改訂に關する紛争
につき下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に前當す
るので、同條第二項の規定により國會に付議する必要があるからであ
る。

裏面白紙